○関東地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日　　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
筑西市飯島字聖天一一七二番から同市飯島字聖天七一番まで	前	六五・六六〇～一一八・三五メートル	
	後	六八・〇四〇～一二一・一六〇キロメートル	
筑西市飯島字聖天七一番から同市横塚字町北一三五四番六まで	前	BA 八・七〇〇～二五・〇〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 五四・〇〇〇～二〇五・〇〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	筑西市栗島字岡六八〇番一から同市岡芹字八丁一三一二番二〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月八日

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市東区大形本町五丁目二六六番五から同市東区海老ヶ瀬字長田四九五番三まで	前	五三・二五〇～一一〇・二五メートル
	後	五三・五〇〇～一一〇・二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第三十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十三年三月八日　　中部地方整備局長　富田　英治

名称　国営木曽三川公園

位置　岐阜県各務原市川島笠田町

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十三年三月八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十三年三月二十二日

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日　　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山口市小郡下郷字中領二九一番六から同市小郡下郷字蝉ヶ下三二五番一まで	前	三〇・〇〇〇～五七・五〇〇メートル
	後	四〇・〇〇〇～六九・〇〇〇キロメートル
山口市小郡下郷字深田八一二番二地内	前	二二・〇〇〇～四七・五〇〇メートル
	後	三四・〇〇〇～四七・五〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日　　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	山口市小郡下郷字西下村一一一番一一から同市小郡下郷字下蝉ヶ下三一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
〃	山口市小郡下郷字尾崎三七九番五から同市小郡下郷字深田八一七番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月八日

○北海道開発局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日　　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　網走都市計画道路事業三・四・十号中央通

三　事業施行期間　自平成十六年七月一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日　　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　北見都市計画道路事業三・四・二十五号大正通及び三・三・七号大雪大通

三　事業施行期間　自平成十三年十一月一日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし